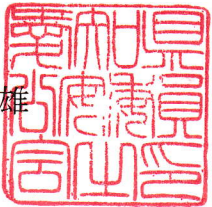


愛知県公安委員会告示第10号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり日進市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年3月28日

愛知県公安委員会委員長 藤 森 利 雄



1 合意した者

- (1) 日進市長
- (2) 名鉄バス株式会社
- (3) BOLDLY株式会社
- (4) 愛知県公安委員会
- (5) 中部運輸局長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、名鉄バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

停 留 所 名	所 在 地
市民会館下	日進市折戸町笠寺山62番140先
おりど病院	日進市折戸町西田面107番地先
折戸	日進市折戸町孫三ヶ入32番5先
折戸（北）	日進市折戸町孫三ヶ入32番15地先
東山グランド	日進市栄三丁目1203地先

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業名
BOLDLY株式会社	道路運送法の規制対象外となる自動運転バスの実証実験運行（無償）	日進市委託事業 自動運転バス運行実証実験事業

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

5 停車又は駐車の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間